

団体長期障害所得補償保険（GLTD）の導入

- 大塚健保長期収入サポート制度 -

2017年3月
大塚製薬健康保険組合

団体長期障害所得補償保険（GLTD）とは

1. 目的

福利厚生の一環として、収入のセフティーネットを提供するために新しい保険制度（GLTD）を導入します。

2. セフティーネットの内容

社員の皆様が怪我・病気が原因で長期間働けなくなったとき、又は復職しても収入が減ったとき、以下の補償がされます。

①健康保険組合の加入者全員に

怪我・病気（就業障害）が発生してから
90日（免責期間）+1年6ヶ月（無給付期間）経過後に、
標準報酬月額*の20%が1年間支給されます。
（個人の掛け金は不要です）

お支払のイメージは
3枚目のスライド
保険金のお支払イメージ①

②個人で保険料をお支払されていた方には、さらに最大で
標準報酬月額*の80%が最長60歳まで支給されます。

お支払のイメージは
4枚目のスライド
保険金のお支払イメージ②

*：標準報酬月額：基本給+諸手当

3. 加入者の皆様のメリット

生活破たんリスクを軽減することによる安心感。

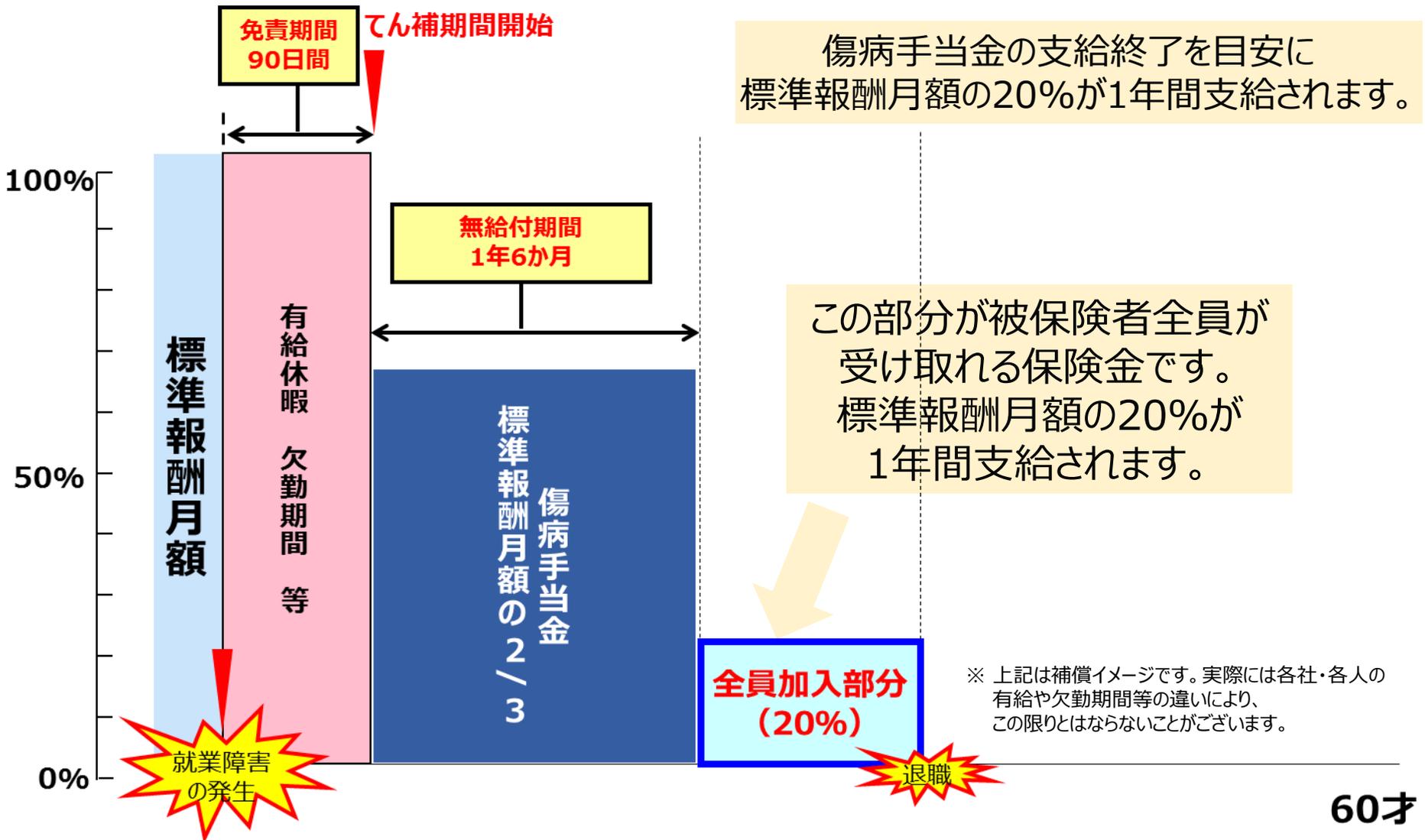
お受け取りになれる保険金

種 類	① 全員加入分	② 任意加入分（自助努力分）
保険金を 受け取れる方	全員（被保険者）	個人で加入した方のみ
個人の保険料	不要です （健保で契約分から支給）	必要（補償したい額に応じて 3段階あります。）
保険金の額	標準報酬月額20%	標準報酬月額の 40%、60%、80%が上限
保険金 支給期間	1年間	60歳まで（※）

※ご加入時の年齢により、てん補期間が3年以下となる場合は、3年間
例：59歳で怪我や病気で働けなくなった場合、無給付期間を含めて
最長3年間のてん補期間となります。

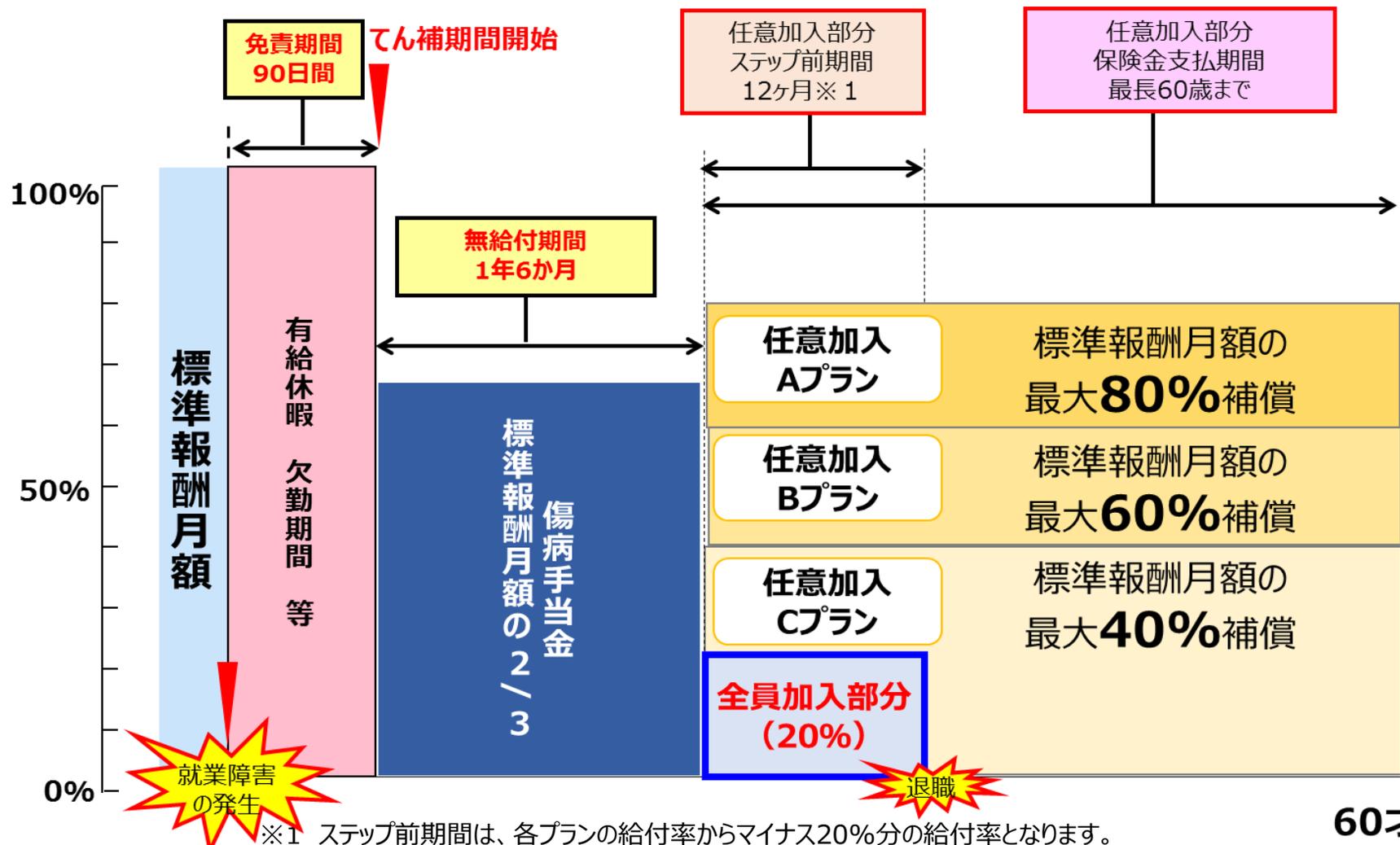
保険金のお支払イメージ①（全員受け取れる部分）

個人での保険料払込は不要 標準報酬月額額の20%が1年間補償



保険金のお支払イメージ②（任意加入されていた場合）

保険料は**個人負担** 最大で標準報酬月額**の80%**が**60歳まで**補償



※1 ステップ前期間は、各プランの給付率からマイナス20%分の給付率となります。
 ※ 精神疾患補償はてん補期間開始後5年までとなります。
 ※ 上記は補償イメージです。実際には各社・各人の有給や欠勤期間等の違いにより、この限りとはならない場合がございます。

団体契約のメリット

健康保険組合がGLTDを団体契約します

団体契約のメリット

- 健康保険組合の被保険者は全員補償されています。
（標準報酬月額の20%を1年間支給）

※下記全員加入分の保険に加入できない方をご確認ください。

- 個人加入分の保険料が割引となります。**（30%割引）**

全員加入分の保険に加入できない方

- 1.60歳以上
- 2.任意継続被保険者
- 3.保険開始時点で傷病手当金を受給中の方（職務復帰した場合は対象となります）

個人情報提供について同意いただきたい内容

皆様の保険料の算出、サービスの提供及び制度のご案内を行うために、保険会社などに皆様の個人情報を提供する必要があります。

提供する個人情報

氏名 ・性別 ・生年月日 ・年齢 ・傷病手当金の申請、支給状況
社員番号 ・連絡先（住所、電話番号等） ・健康保険の標準報酬月額 ・所属情報

提供目的情報の管理

保険商品、サービスのご案内送付
上記保険商品、サービス利用のための保険料等各種シミュレーション
その他、上記保険商品、サービスを円滑にご利用いただくための資料作成

提供先

大塚倉庫株式会社
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
ジェイアンドエス保険サービス株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

情報提供に同意出来ない方は、大塚製薬健康保険組合までお知らせください。
連絡先：088-665-2203 担当 山内 芹澤